

インフルエンザ・感染性胃腸炎の予防および発生時の対応について

霜寒の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より、学校保健に関しましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、毎年この季節になると、風邪やインフルエンザ、感染性胃腸炎などの感染症が流行し、学校での集団感染の危険性が出てきます。学校では感染予防の指導を行い、感染拡大防止のための努力を続けてまいりますが、ご家庭でも、下記の点につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 感染予防のために

- (1) 手洗い・うがいを徹底してください。特に帰宅時、食事の前には念入りに行ってください。
- (2) 部屋の加湿・換気を十分に行ってください。
- (3) 十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力が低下しないように気を付けてください。
- (4) インフルエンザにつきましては、かかりつけ医と相談の上、積極的に予防接種を受けてください。

2 感染が疑われる場合、感染した場合には

- (1) 登校前に健康状態を観察し、疑わしい症状がある場合には無理して登校せずに、早めに医療機関に受診してください。

〔 ・インフルエンザ… 38℃以上の急な発熱、全身症状（頭痛・倦怠感・筋肉痛）、
上気道炎（咳・のどの痛み・鼻水） など
・感染性胃腸炎 …腹痛、下痢、吐き気、おう吐、発熱 など 〕

※なお、インフルエンザは発熱後すぐには検査で反応が出ない場合があります。すぐに受診してインフルエンザと診断されない場合でも、体調が回復しないときには無理して登校させずに、引き続きご家庭で安静にして経過観察するようにお願いいたします。

- (2) インフルエンザ、感染性胃腸炎は「学校感染症」であるため、出席停止となります。
→かかった場合には、必ず学校に連絡してください。〔登校届〕をお渡ししますので、記入して次回登校時に提出してください。
(〔登校届〕は、本校のホームページからもダウンロードできます。)

<出席停止期間の基準の変更について>

学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、**インフルエンザの出席停止期間**が変更になっています。

【改正前】解熱したあと2日を経過するまで。

→【改正後】発症したあと5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで。